

工場立地法のあらまし2011

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6856/>

神奈川県商工労働局産業部産業立地課

目 次

1	工場立地法の概要	1
○工場立地法の目的	1	
○制度の仕組み	1	
2	工場立地法第4条の2第1項の規定による準則を定める条例の概要	4
○条例の目的	4	
○条例の概要	4	
3	特定工場とは	5
○特定工場とは	5	
○業種について	5	
○敷地の考え方	5	
○建築面積の考え方	5	
4	法令用語の定義	6
○生産施設の定義	6	
○生産施設面積の測定方法	6	
○緑地の定義	7	
○緑地面積の測定方法	7	
○緑地以外の環境施設の定義	8	
○緑地以外の環境施設の面積の測定方法	9	
○緑地等の環境施設の設置工事の終了時期	9	
○新設工場についての環境施設の配置	10	
○重複の場合の取扱い	10	
5	届出の要否	11
○届出の必要なとき	11	
○新設の場合	11	
○変更の場合	11	
○届出工場名、住所に変更があった場合	12	
○工場の承継が行われた場合	12	
○特定工場を廃止する場合	12	
6	実施の制限	13
○実施の制限とは	13	
○実施の制限期間の短縮	13	
7	兼業	14
○兼業とは	14	
○生産施設面積の算定	14	
8	準則計算	15
○準則とは	15	
○準則の備考とは	15	
○工場立地法第4条の2第1項の規定による準則を定める条例	15	
○条例の経過措置と準則計算	15	

目 次

○準則計算式一覧	1 6
○県条例による準則計算式	1 6
○準則計算解説	1 7
【既存工場で単一業種】	1 7
【既存工場で兼業】	2 3
【新設工場で単一業種】	3 0
【新設工場で兼業】	3 0
9 届出手続のしくみ	3 1
○市町の担当窓口	3 2
10 届出書の提出	3 3
○届出書類一覧表	3 2
11 届出書・添付書類の記載例	3 5
・様式1 特定工場新設（変更）届出	3 6
・様式B 特定工場新設（変更）届出及 実施制限期間の短縮申請書（一般用）	3 7
・特定工場の新設（変更）の趣旨説明書	3 9
・委任状について	4 1
・別紙1 特定工場における生産施設の面積	4 2
・別紙2 特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置	4 3
・様式例第1 事業概要説明書	4 5
・様式例第2 生産施設、緑地、緑地以外の環境施設、 その他の主要施設の配置図	4 6
・様式例第3 特定工場用地利用状況説明書	4 7
・様式例第4 特定工場の新設等のための工事の日程	4 8
・準則計算書（単一業種の場合）	5 0
・準則計算推移表（単一業種の場合）	5 2
・準則計算書（兼業の場合）	5 4
・準則計算推移表（兼業の場合）	5 6
・様式3 氏名（名称、住所）変更届出書	5 8
・様式4 特定工場承継届出書	5 9
・特定工場廃止届	6 0
12 生産施設面積の敷地面積に対する割合一覧表	6 1
・敷地面積に対する生産施設の面積の割合（ γ ）	6 1
・既存生産施設用敷地計算係数（ α ）	6 2
13 資料	6 3
・工場立地法第4条の2第1項の規定による準則を定める条例	6 3
・敷地外緑地等に関するガイドライン	6 6
14 索引	6 8

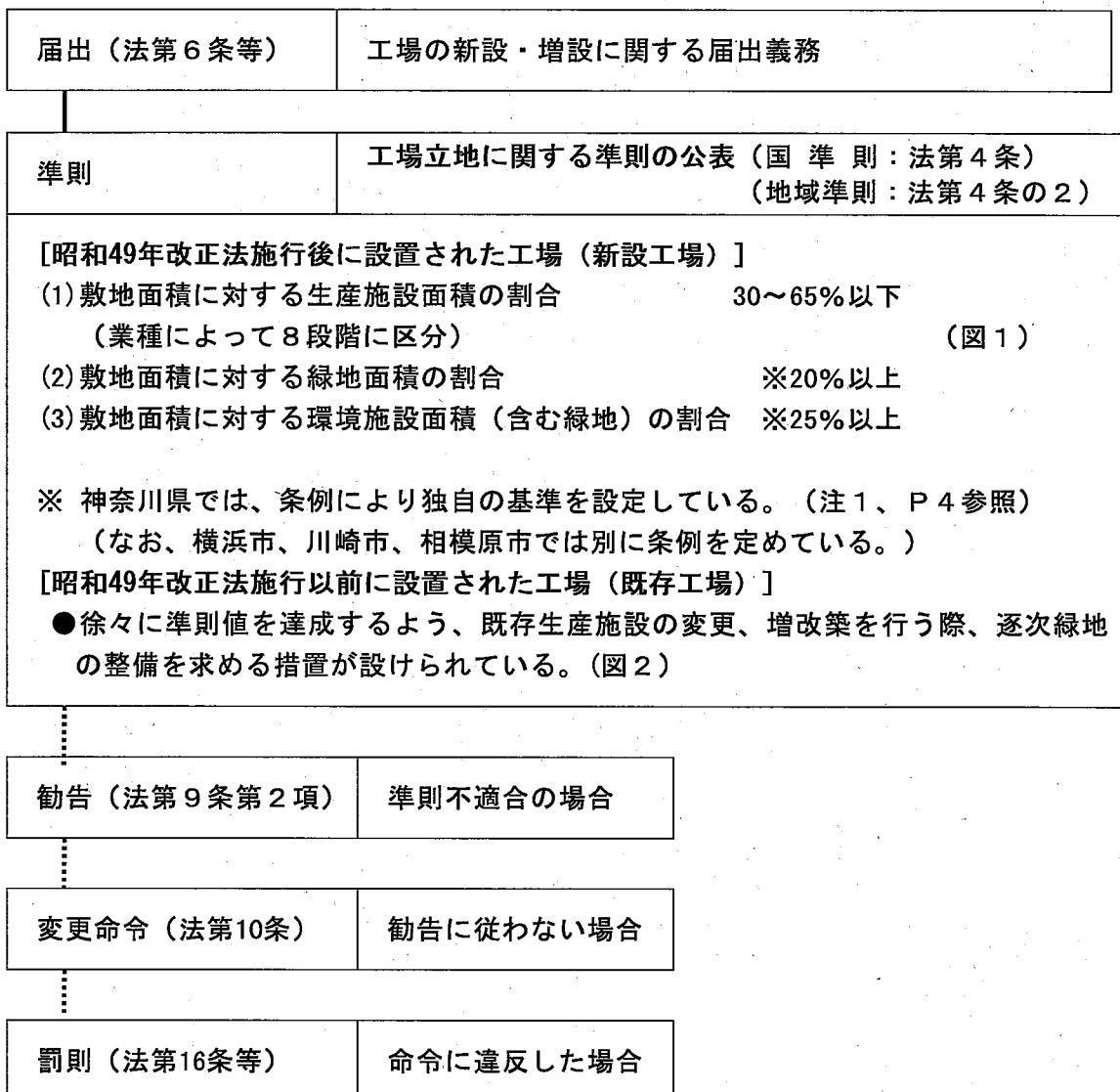
1 工場立地法の概要

工場立地法は、工場立地が環境の保全を図りながら適正に行われ、経済の健全な発展と福祉の向上に寄与することを目的としている。

○ 目的（第1条）

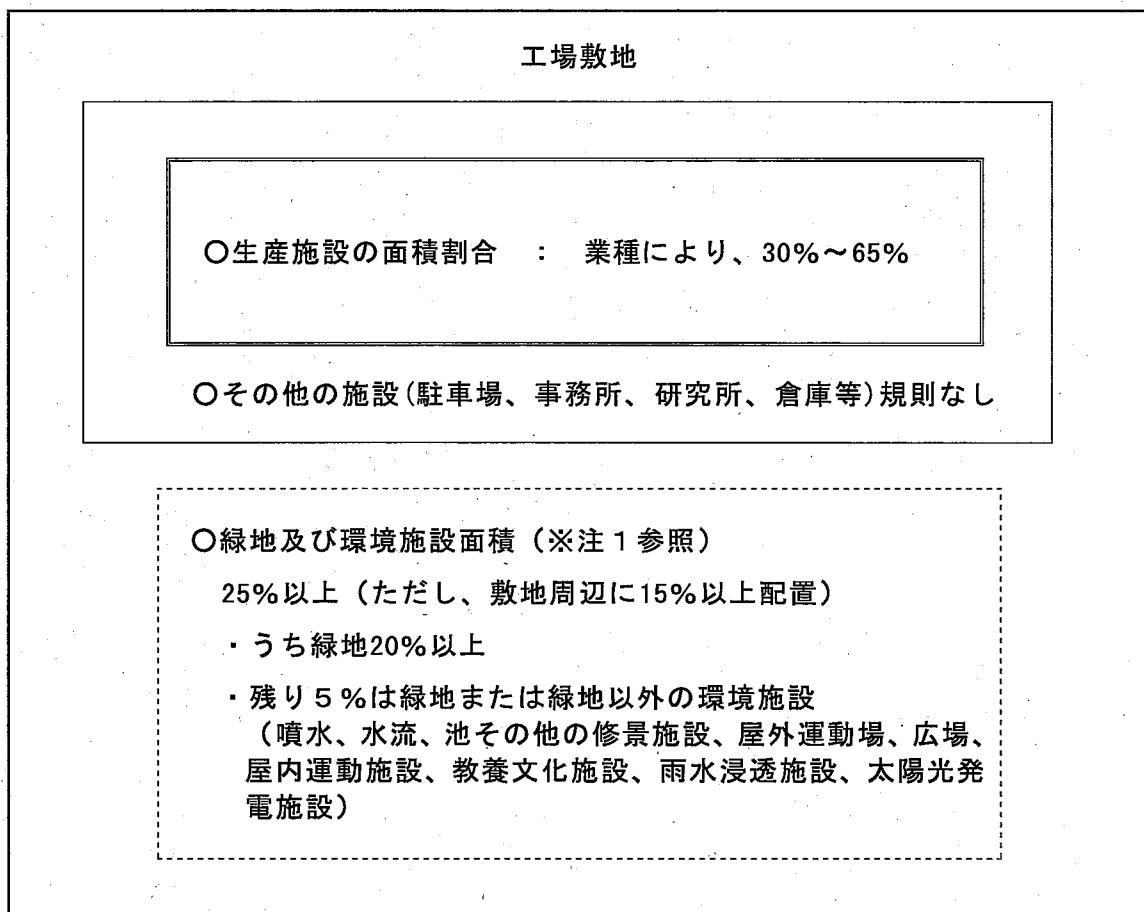
この法律は、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようとするため、工場立地に関する調査を実施し、及び工場立地に関する準則等を公表し、並びにこれらに基づき勧告、命令等を行い、もって国民経済の健全な発展と国民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

○ 制度の仕組み



- ・ 生産施設面積：製造工程を形成する機械又は装置が設置される建築物の水平投影面積
- ・ 緑地面積：樹木が育成する区画された土地又は建築物屋上等緑化施設の面積
低木又は芝その他の地被植物で表面が被われている土地又は建築物屋上等緑化施設の面積
- ・ 環境施設面積：緑地面積に噴水、水流、池その他の修景施設、屋外運動場、広場、屋内運動施設、教養文化施設、雨水浸透施設及び太陽光発電施設の面積を加えた面積

図1 工場立地に関する準則における工場敷地利用の考え方



※注1 工場立地法第4条の2第1項の規定による準則を定める条例について

- 平成10年1月31日の工場立地法改正施行により、それまで、全国一律であった工場立地法の緑地面積率（20%）、環境施設面積率（25%）について、国が定めた基準の範囲（緑地面積率15～25%，環境施設面積率20～30%）内で都道府県及び政令指定都市が地域の自然特性、環境保全の状況、土地利用状況、経済社会動向、さらには地域住民のニーズ等を総合的に勘案して条例により設定できるようになった。
- 神奈川県ではこの改正を受け、「工場立地法第4条の2第1項の規定による準則を定める条例」を制定し、地域の実情に応じた基準（準則）を設けている。
(平成12年10月17日公布、平成13年4月1日施行)
詳細は、4ページ「2 工場立地法第4条の2第1項の規定による準則を定める条例の概要」を参照。

図2 既存工場に適用される準則の考え方

工場立地法施行（昭和49年6月28日）以前に設置されていた工場、いわゆる「既存工場」において、既存生産施設の一部のスクラップ＆ビルドや生産施設の増設をする場合は、ビルド分の生産施設面積から逆算される相当分の緑地及び環境施設を整備することが必要となる。

(例)

既存工場であるA工場は、敷地面積10,000m²、生産施設面積2,000m²、緑地面積、環境施設面積はともに0m²の一般製材（生産施設面積率40%）の工場である。

今回、工場の1,000m²を壊し建て替えるので、初めて工場立地法の届出を行うこととなったが、最低限設置しなければならない緑地及び環境施設の面積は何m²か。

計算上の敷地面積

= 建て替え面積÷生産施設面積率

$$= 1,000 \text{ m}^2 \div 0.4$$

$$= 2,500 \text{ m}^2 \text{ } \times 1$$

最低限設置しなければならない緑地面積

= 計算上の敷地面積×20% $\times 2$

$$= 2,500 \text{ m}^2 \times 0.2$$

$$= 500 \text{ m}^2$$

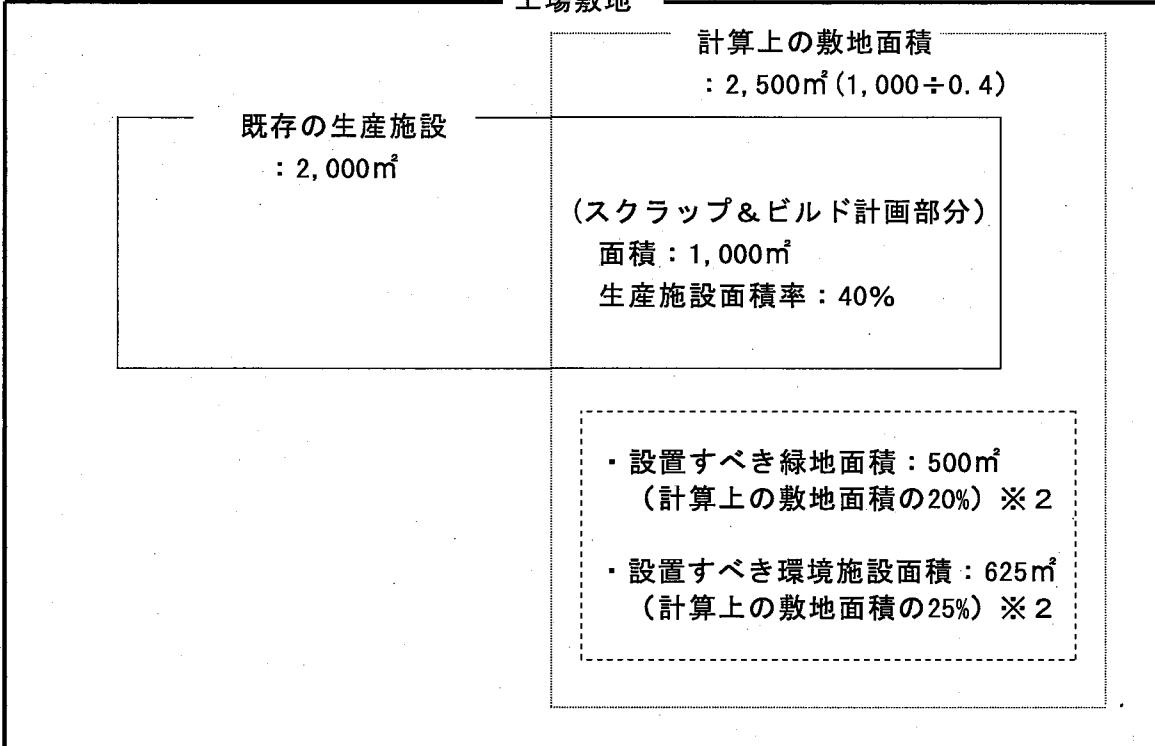
最低限設置しなければならない環境施設面積

= 計算上の敷地面積×25% $\times 2$

$$= 2,500 \text{ m}^2 \times 0.25$$

$$= 625 \text{ m}^2$$

工場敷地



※1 計算上の敷地面積が実際の工場敷地の範囲を超える場合は準則不適合となる。

※2 県条例で定める区域に立地している工場は、その区域の基準(P4参照)が適用される。

2 工場立地法第4条の2第1項の規定による準則を定める条例の概要

○条例の目的…

工場立地法は平成10年1月に改正施行され、都道府県及び政令指定都市が地域の実情に応じて、条例により緑地面積率及び環境施設面積率を定めることができることとなった。（工場立地法第4条の2第1項）

神奈川県では、工場の生産施設の再整備を促進し、良好な操業環境を維持、確保するとともに、緑地の増設を促すなど工場と周辺環境との一層の調和を図るため、本県における工場等の緑地面積率等に関する基準（準則）を都市計画法上の用途地域に応じて定めた条例を制定している。

なお、政令指定都市では、独自に条例を制定している。

○条例の概要…

ア 神奈川県（横浜市、川崎市、相模原市を除く）の区域に適用する基準

区域の区分	設 定 区 域	緑地の面積の 敷地面積に対する割合	環境施設の面 積の敷地面積 に対する割合
第一種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、及び商業地域、並びに用途地域の指定のない都市計画区域	25%以上	30%以上
第二種区域	工業地域及び工業専用地域	15%以上	20%以上

* 区域指定のない地域（準工業地域、都市計画区域外）は、従来どおりの基準（法準則：緑地面積率20%以上、環境施設面積率25%以上）を適用。

* 工場敷地が2以上の区域にまたがる場合は、敷地面積のうちもっとも占める割合の多い区域の基準を適用。

イ 施行期日 平成13年4月1日

ウ 経過措置

(ア) 第一種区域において条例施行日前に設置あるいは設置のための工事が行われている工場等（第一種区域施行日前工場）については、施行日から起算して1年間は上記の基準は適用されない。

(イ) 第一種区域施行日前工場が条例施行後1年を経過した後に行う生産施設面積の変更の際の緑地等の設置については、段階的に増設を行うよう措置されている。

（具体的な計算式は16ページ参照）

(ウ) 第二種区域において昭和49年6月28日以前（法準則が適用される以前）に設置等されている工場等（既存工場）については、生産施設面積の変更の際の緑地等の設置については、段階的に増設を行うよう措置されている。

（具体的な計算式は16ページ参照）

○条例の適用にあたって

工場立地に関する法規には、工場立地法やこの県条例のほかに、市町村が環境保全の見地から独自に制定した条例等があり、それぞれの立場から制限が加えられている場合には、工場立地担当窓口で必要な部分を説明する。

3 特定工場とは

工場が工場立地法の対象である特定工場に該当するかどうかを確認。

○特定工場とは

業種・・・製造業（物品の加工修理業を含む）、電気・ガス・熱供給業（水力、地熱発電所を除く）

規模・・・敷地面積9,000m²以上 又は 建築物の建築面積の合計が3,000m²以上

○業種について

- ・物品の加工修理業とは、製造と修理又は貯蔵（他の業者の所有に属する原材料に加工処理を加えて加工貯蔵を受けること）と修理をあわせて行う事業をいう。
- ・自動車整備業のように単に修理のみを行うものは含まれない。
- ・本社、営業所、変電所、石油油槽所等は含まれない。

○敷地の考え方

- ・所有形態は問わない。（借地でも工場敷地となる）

- ・道路、河川、鉄道等に分断されている場合でも、生産工程上、環境保全上若しくは管理運営上密接な関連があり一体をなしている場合は、一つの工場敷地としてとらえる。

（図1）

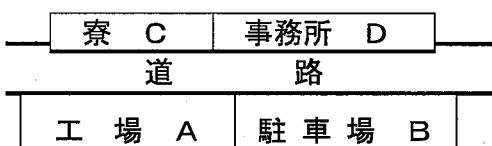


図1における工場敷地はA+B+Dとなる。

- ・同じ事業者の営む製造業等以外の事業の用に供する土地が、工場の用に供する土地に一体的に含まれている場合は、全体を工場敷地として取り扱う。ただし、製造業等以外の事業の用に供する土地が道路等で明確に区分されており管理運営も別々である場合は、当該土地は工場敷地にならない。

- ・社宅、寮、病院の敷地、およびこれら施設の用地として明確な計画のあるものは工場敷地に含まない。社宅、寮、病院の敷地に明確な仕切りがなく面積が定められない場合は、それら施設の 建築面積 ÷ 0.6 を敷地面積から除外する。

- ・公有水面に材木を浮かべた貯木場や浮きドック、桟橋等の面積は敷地面積に含めない。

○建築面積の考え方

- ・建築面積とは建築物の水平投影面積をいい、いわゆる延べ床面積ではない。

- ・工作物であっても、屋外プラント類は建築物にはならない。

4 法令用語の定義

生産施設面積や緑地面積、環境施設面積を正しく把握する。

○生産施設の定義

生産施設面積：製造工程を形成する機械又は装置が設置される建築物の水平投影面積

※工場立地法施行規則（以下「施行規則」という。）第2条で以下のように定められている。

第2条 法第4条第1項第1号の生産施設は、次の各号に掲げる施設（地下に設置されるものを除く。）とする。

- 1 製造業における物品の製造工程（加工修理工程を含む。）電気供給業における発電工程、ガス供給業におけるガス製造工程又は熱供給業における熱発生工程を形成する機械又は装置（次号において「製造工程等形成施設」という。）が設置される建築物
- 2 製造工程等形成施設で前号の建築物の外に設置されるもの（製造工程等形成施設の主要な部分に係る附帯施設であつて周辺の地域の生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがないことが特に認められるものを除く。）

※具体的事例

- ・倉庫、タンク等もっぱら貯蔵の用に供する独立した施設は生産施設としない。ただし、半製品または中間製品のタンク、倉庫が、製造工程を形成する一連の機械または装置が設置されている独立の区画に属する場合は、生産施設とする。
- ・用役施設のうち、主に自家用の電気を発電するために設置される施設（水力、地熱、風力又は太陽光を原動力とするものを除く。）、ボイラー（純水製造設備を含む。）、コンプレッサー、酸素製造施設、熱交換器、整流器等の施設は生産施設とする。なお、用役施設から除かれる受変電施設とは変電所、開閉所、受変電施設をいい、用水施設とは工業用水の取水・貯水施設、冷却塔、排水施設等をいう。
- ・発電工程を形成する機械又は装置の主要な部分に係る附帯施設として設けられる太陽光発電施設については、生産施設としない。
- ・製品の検査が生産工程の一環として行われる検査所、試験室は生産施設となるが、独立して技術開発等を目的とする試験室等は生産施設としない。
- ・自らの工場における排出物を処理するための施設は公害防止施設とし、生産施設としない。
- ・一時的な遊休施設は生産施設とする。また廃止された施設であっても、撤去されない限り原則として生産施設とする。ただし、事務所や倉庫等に用途替えた場合は、生産施設から除外できる。

○生産施設面積の測定方法

※原則として、投影法による水平投影面積を測定する。

※屋外にある生産施設の場合は、水平投影図の外周によって囲まれる面積とする。

- ・建築基準法施行令第2条第1項第2号の測定方法による。
- ・一階が倉庫で二階に生産施設があるような場合、その建築物は生産施設であり、当該建築物の全水平投影面積が生産施設面積となる。
- ・同一建築物内で、倉庫、事務所、食堂等があつて壁等で明確に仕切られている場合は（可動式の間仕切等は不可）、当該面積を除いた面積を生産施設面積とする。

○緑地の定義

緑地面積：樹木が生育する区画された土地又は建築物屋上等緑化施設の面積
低木又は芝その他の地被植物で表面が被われている土地又は建築物屋上等緑化施設の面積

※施行規則第3条で以下のように定められている。

第3条 法第4条第1項第1号の緑地は、次の各号に掲げる土地又は施設（建築物その他の施設（以下「建築物等施設」という。）に設けられるものであつて、当該建築物等施設の屋上その他の屋外に設けられるものに限る。（以下「建築物屋上等緑化施設」という。）とする。

- 1 樹木が生育する区画された土地又は建築物屋上等緑化施設であつて、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するもの
- 2 低木又は芝その他の地被植物（除草等の手入れがなされているものに限る。）で表面が被われている土地又は建築物屋上等緑化施設

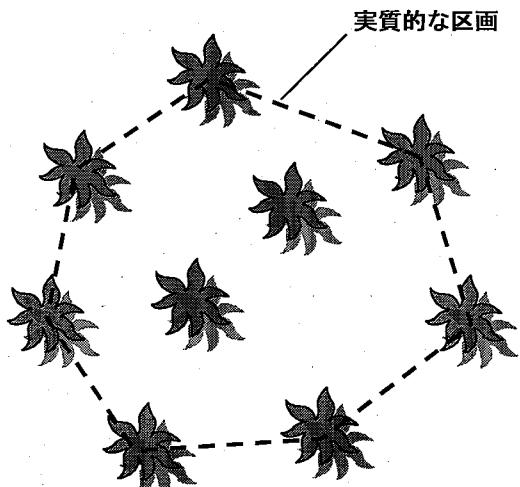
※具体的な事例

- ・野菜畠、温室、ビニールハウスは、面積の如何を問わず緑地としない。
- ・屋上庭園、パイプの下の芝生、藤棚の下が駐車場になっている場合等は緑地とする。
(ただし、緑地面積率に対し参入できるのは25%まで P10※参照)

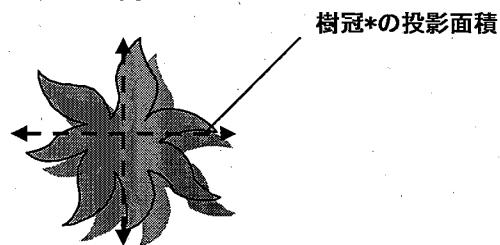
○緑地面積の測定方法

- ・樹木が生育する土地又は建築物屋上等緑化施設で、さく、置石、へい等により区画されているものは、当該土地又は建築物屋上等緑化施設の区画を緑地面積として測定する。
- ・低木または地被植物で表面が被われている土地又は建築物屋上等緑化施設については、その被われている面積を緑地面積として測定する。
- ・その他の場合

例1) 区画されていない

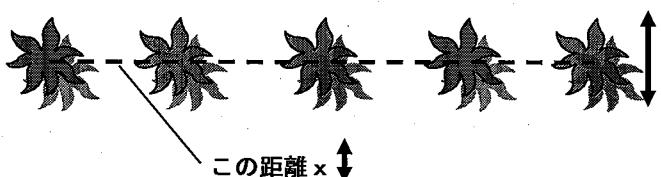


例2) 単独の樹木



*「樹冠」とは
樹木の梢頭を構成している枝葉を一団とした量と形をいう。

例3) 区画されていない場合で並木状に植林されている場合



- ・緑地以外の環境施設が樹木の生育する緑地で囲まれており、かつ緑地の面積が緑地以外の環境施設の面積の2倍程度以上である場合で、緑地以外の環境施設の面積も含めて規則第3条第1号のイ又はロの基準に適合する場合は、緑地以外の環境施設の面積も緑地の面積として測定する。
- ・法面（斜面）を緑化した場合は、その法面の水平投影面積を測定する。

○緑地以外の環境施設の定義

環境施設面積：緑地面積に噴水、池、屋外運動場、広場、教養文化施設、雨水浸透施設、太陽光発電施設等の面積を加えた面積

※環境施設は定義上、緑地を含む概念であるので、緑地面積率を20%確保すれば、同時に環境施設面積率も20%確保されていることとなり、残り5%以上を緑地以外の環境施設で確保すれば、環境施設面積率の準則25%以上に適合することとなる。

※緑地面積率を25%以上確保すれば、同時に環境施設面積率も25%以上となるので緑地以外の環境施設を確保しなくても準則に適合となる。

※施行規則第4条で以下のように定められている。

第4条 法第4条第1項第1号の緑地以外の主務省令で定める環境施設は、次の各号に掲げる土地又は施設であつて工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するよう管理がなされるものとする。

- 一 次に掲げる施設の用に供する区画された土地（緑地と重複する部分を除く。）
 - イ 噴水、水流、池その他の修景施設
 - ロ 屋外運動場
 - ハ 広場
 - 二 屋内運動施設
 - 木 教養文化施設
 - ヘ 雨水浸透施設
 - ト 太陽光発電施設（第二条に規定する生産施設に該当するものを除く。次号において同じ。）
 - チ イからトまでに掲げる施設のほか、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与することが特に認められるもの
- 二 太陽光発電施設のうち建築物等施設の屋上その他の屋外に設置されるもの（緑地又は前号に規定する土地と重複するものを除く。）

- ・緑地以外の環境施設の判断は次の5つのうち、1つを満たすこととする。
 - ①オープンスペースであり、かつ、美観等の面で公園的に整備されていること。
 - ②一般の利用に供するよう管理されること等により、周辺の地域住民等の健康の維持増進又は教養文化の向上が図られること。
 - ③災害時の避難場所等となることにより防災対策等が推進されること。
 - ④雨水等の流出水を浸透させる等により地下水の涵養が図られること。
 - ⑤規則第4条に規定する太陽光発電施設であつて、実際に発電の用に供されるものであること。

- ・「修景施設」とは、噴水、水流、池、滝、つき山、彫像、燈籠、石組、日陰たな等の施設をいう。
- ・「屋外運動場」とは、野球場、陸上競技場、蹴球場、庭球場、バスケットボール場、バレー ボール場、水泳プール、スケート場、すもう場等で屋外にあるもの（これらに付属する観覧席、更衣所、シャワーその他の工作物を含む。）をいう。
- ・「広場」とは、単なる空き地、玄関前の車まわりのような場所ではなく、休息、散歩、キャッチボール、バレーボール程度の簡単な運動、集会等総合的な利用に供する明確に区画されたオープンスペースで公園的に整備されているものをいう。
- ・「屋内運動施設」とは、体育館、屋内水泳プール、屋内テニスコート、武道館、アスレチックジム等（これらに付属する観覧席、更衣所、シャワーその他の工作物を含む。）をいう。
- ・「教養文化施設」とは、企業博物館（名称の如何にかかわらず、製造業等に関する歴史的、文化的に価値のある資料を豊富に収集し、保管し、及び展示している施設をいう。）、美術館、ホール（音楽又は演劇等に利用する施設で音響設備、観覧席等が整備されているものをいう。）等であって、教養文化の向上に資することが目的とされ、かつ、その効果が見込まれるものとされるものをいう。
- ・「雨水浸透施設」とは、浸透管（浸透トレーン）、浸透ます（雨樋等といった雨水を通すためだけのものは除く）、浸透側溝、透水性舗装が施された土地等である。これらのうち、環境施設とは、雨水を集めて地下に浸透させ、雨水の流出を抑制することにより、地下水の涵養、浸水被害の防止、合流式下水道の越流水による汚濁負荷の削減等に資することが目的とされ、かつ、設置される地域の特性（設置場所の地質、土地利用等の諸条件を含む。）から見てその効果が十分に見込まれるものとされる。
- ・「太陽光発電施設」とは、太陽電池、太陽電池設置器具、パワーコンディショナー及び変圧器など太陽光を電気に変換するための一連の機械又は装置をいう。
- ・雨水等の流出水を一時的に貯留するための「調整池」は、美観等の面で公園的な形態を整えているものであれば環境施設とする。
- ・野菜畑は緑地以外の環境施設とする。
- ・駐車場は環境施設としない。

○緑地以外の環境施設の面積の測定方法

- ・緑地以外の環境施設は、さく、置石、へい等で区画された土地又は施設の面積（規則第4条第1号ニに規定する屋内運動施設、同号ホに規定する教養文化施設、同号ト及び同条第2号に規定する太陽光発電施設にあっては、投影法による当該建築物の水平投影面積。同条第1号への雨水浸透施設で地中に埋設されるものにあっては、当該施設が地表に出ている面積）を環境施設面積として測定する。
- ・専ら従業員の利用に供する体育館、クラブハウス、研修所等であって周辺の地域の生活環境の保持に特に寄与すると認められないものは、緑地以外の環境施設ではないが、緑地その他以外の環境施設に囲まれているか、又は接している場合で、環境施設の面積が体育館、クラブハウスの5倍程度以上である場合には、体育館等の面積は緑地以外の環境施設の面積として測定するものとする。

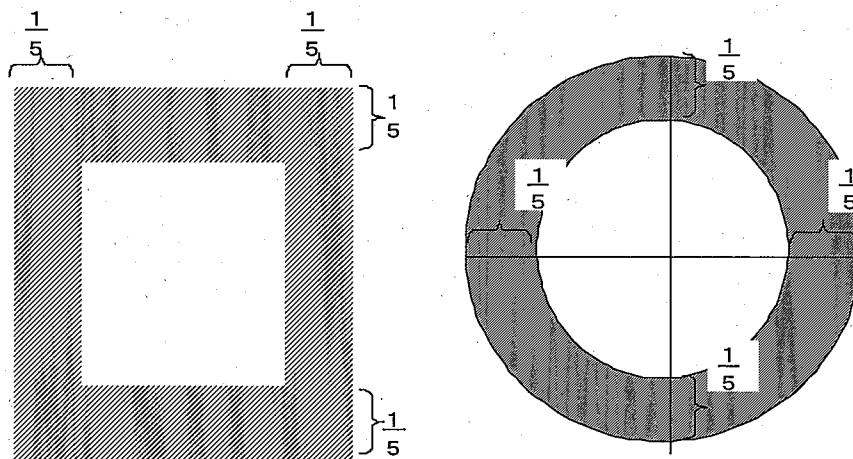
○緑地等の環境施設の設置工事の終了時期

- ・緑地と緑地以外の環境施設の設置工事の終了時期は、原則として、当該環境施設の設置届と同時に届け出た生産施設の運転開始時までとする。

○新設工場についての環境施設の配置

- ・新設工場は、環境施設のうち敷地面積の15%以上になるものを、敷地周辺部に設置しなければならない（環境施設面積率の下限値が15/100未満の地域準則が定められた場合を除く）。
- ・敷地周辺部とは、敷地の境界線から、対面する境界線までの距離の5分の1程度の距離だけ内側に入った点を結んだ線と境界線との間に形成される部分とする。

(例)



○重複の場合の取扱い

※緑地以外の環境施設以外の施設又は太陽光発電施設と重複する土地及び建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の25%（地域準則にその割合が定められている場合はその割合）を超えて緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に参入することができない（工場立地法に関する準則第2条ただし書き）

- ・樹木又は芝その他の地被植物が生育する部分と緑地以外の環境施設が重複する場合（屋上庭園、パイプの下の芝生、藤棚の下が広場若しくは駐車場になっている場合又は太陽光発電施設が重複する場合等）にあっては、当該重複部分は緑地とする。
ただし、樹木又は芝その他の地被植物が生育する部分と生産施設が重複する場合、当該重複部分は生産施設としても取り扱う。
- ・2以上の建築物屋上緑化施設が互いに重複する場合は、その重複する部分の面積については、当該建築物屋上等緑化施設のうちのいずれかの建築物屋上等緑化施設の面積とし、他の建築物屋上等緑化施設の面積とはしない。（例えば、屋上に設置された緑化施設と各階に設置された緑化施設が重複する場合、それらの緑化施設のうちのいずれかの緑化施設の面積が本法の緑地の面積となる。）
- ・生産施設、事務所、倉庫、食堂等環境施設以外の施設と重複する場合（1階が生産施設で2階に体育館がある建築物等）は当該施設は環境施設としない。ただし、一棟の建築物であっても壁で明確に仕切られることにより実質的に別の建物とみなされる場合はこの限りではない。
- ・太陽光発電施設と生産施設が重複する場合は、当該重複部分は環境施設とする。
ただし当該重複部分は生産施設としても取り扱う。
- ・2以上の緑地以外の環境施設が互いに重複する場合は、当該重複部分についてはそのいずれかの緑地以外の環境施設とし、他の緑地以外の環境施設とはしない。
- ・駐車場、構内道路等環境施設以外の施設であって、生産工程に関係するものと重複する場合（原材料の搬入、製品の搬出等の車両が駐車するための駐車場に施された透水性舗装等）は、環境施設としない。ただし、駐車場から屋内運動場や教養文化施設といった施設への誘導路が整備されているなどにより、実質的に生産工程との関係がないとみなされる場合はこの限りではない。

5 届出の要否

未届けで工事を始めてしまったということのないよう、注意する。

○届出の必要なとき

※工場立地法（以下「法」という。）において、以下のように定められている。

条文	届出の種類	
第6条第1項	新設	① 特定工場の新設（敷地面積若しくは建築面積を増加し、又は既存の施設の用途を変更することにより特定工場となる場合を含む。）
一部改正法附則 第3条 第1項	変更	② 昭和49年6月28日に特定工場を設置している者、または新設工事中の者が昭和49年6月29日以後最初に行う変更（軽微なものを除く。）
第7条第1項	変更	③ 施行令第1条、第2条の改廃時にその改廃により新たに特定工場となる工場の設置をしている者又は新設工事中の者がその後最初に行う変更（軽微なものを除く。）
第8条第1項		④ ①②③の届出をした者がその後行う変更（軽微なものを除く。）
第12条	その他	⑤ 氏名等の変更
第13条第3項		⑥ 謙受、借受、相続又は合併による届出者の地位の承継

* 特定工場を廃止するときは、廃止届を提出する。

○新設の場合

* 例外なく届出が必要。（敷地面積若しくは建築面積を増加し、または既存の施設の用途を変更することにより特定工場となる場合を含む）

○変更の場合

* 「変更」とは次のような場合をいう。

①特定工場における製品を変更するとき。

ただし、届出が必要なのは以下の場合に限る。

- I) 日本標準産業分類における三ヶタ分類（小分類）に属する業種が、他の三ヶタ分類に属する業種となるような変更が行われる場合。（ある業種の廃止または追加の場合を含む。）
- II) 生産施設面積率： γ （61頁参照）の準則値が変わるような業種の変更が行われる場合。
- III) 既存生産施設用敷地計算係数： α （62頁参照）が変わるような業種の変更が行われる場合。

②敷地面積が増加又は減少するとき。

③建築面積を変更する場合で、同時に生産施設面積の変更、緑地等環境施設の面積及び配置の変更、のいずれかを伴うとき。

④生産施設の増設、スクラップアンドビル等面積の変更を行うとき。

結果的に生産施設面積が減少又は変わらない場合であっても届出は必要。

⑤緑地、環境施設の面積が減少するとき。

緑地等の撤去と増設を同時に行ない、結果的に面積が減少する場合にも届出が必要。

※以下の場合、届出は必要ない。次回の届出と併せて届け出る。

- ① 単なる空地や駐車場等の緑地等環境施設でないところをつぶして、事務所等を建設するとき。
既存の生産施設をその状態のままで、緑地等の減少を伴わず他の場所に移設するとき。
- ② 生産施設撤去のみを行うとき。
- ③ 生産施設の修繕を行う場合で、生産施設面積の変更がないとき。また変更がある場合でも、修繕により増加する面積の合計が 30 m^2 未満のとき。
- ④ 緑地または緑地以外の環境施設の増設のみを行うとき。
- ⑤ 緑地または緑地以外の環境施設の減少を伴わない移設であって、周辺地域の生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがないもの。
- ⑥ 10 m^2 以下の緑地の削減であって、産業保安・衛生・安全等の観点から、できるだけ早く緑地の削減を行う必要があるとき。

○届出工場名、住所に変更があった場合

※届出者の名称、住所に係る変更が行われた場合は、届出（氏名変更届出書 P 58）が必要。（事後の届出で構わない。）

- ・届出工場の社名、工場名に変更があった場合には届出が必要。
- ・該当工場のほか、本社の住所、氏名（社名）に変更があった場合にも届出が必要。
- ・名称変更とは「商号変更」をいい、代表者の変更は対象ではない。
- ・住所の変更とは社屋の移転をさし、住居表示の変更は対象とならない。

○工場の承継が行われた場合

※届出済特定工場を譲り受け又は借り受けたとき、及び届出者の地位に相続または合併があったときは、届出（特定工場承継届出書 P 59）が必要。（事後の届出で構わない。）

- ・特定工場の一部を承継した場合や自工場に隣接する特定工場を承継した場合は本条項による届出ではなく、前者は新設の届出、後者は新設又は変更の届出となる。

○特定工場を廃止する場合

※特定工場を廃止するときは、廃止後すみやかに特定工場廃止届（P 60）を提出する。

6 実施の制限

○実施の制限とは

法第11条により、届出が受理された日から90日間は、原則として工事に着手してはならないことになっている。

- ・日数の数え方は民法による計算方法に従うので、届出受理日と工事開始日は日数に含まれない。

※新設及び変更の場合、その開始の時点は以下のように考える。

- ・新設の場合、敷地の造成工事を伴うものはその造成工事の着手の時点とする。造成工事を伴わないときは、建築物や緑地等環境施設の設置工事のなかで最初の工事の着手の時点とする。
- ・変更の場合で、変更の工事を伴うものはその一連の工事の着手の時点とする。例えば、最初に緑地の撤去を行う場合は、その時点とする。
- ・変更の工事を伴わない場合で、売買により敷地面積の変更が行われる場合は、原則として移転登記の日を変更の日とする。
- ・賃貸借契約により敷地面積の変更が行われる場合は、事実上の使用開始時を変更の日と考える。

○実施の制限期間の短縮

・現在、準則に適合している等、一定の要件を満たせば、90日を最大30日まで(迅速な対応が必要と認められる場合は10日まで)短縮する運用を行っている。

- ・法第11条で定める実施制限期間「90日間」はあくまで最高限度であって、審査の結果、内容が相当であると認める時は、とくに期間だけを制限しておくこともないので、工場立地法の受理権者は必要に応じてこの期間を短縮し、工場等の実施制限を解除することができることとされている。(法第11条第2項)
- ・届出の内容が相当であると認めるときとは、法第9条の勧告の要件に該当しないと認められる場合である。
- ・届出者があわせて実施制限期間の短縮の申請を行う場合は、規則に定める様式第1(P36)による届出書に代えて様式B(P37)で申請書を提出する必要がある。そしてこの申請書に対して期間短縮が認められてはじめて、期間短縮が行えることとなる。

7 兼業

業種が单一業種か兼業かにより、準則計算式が異なる。

○兼業とは

※二以上の業種に属するとは生産施設面積率： γ が異なる業種に属しているということ。

※工場立地法の届出をしようとする工場が兼業か否かは、工場から、最終的に出荷される製品で判断する。

・半製造品又は中間製品が最終製品のためのものであるとともに、出荷もされている場合は兼業となることがある。

・工場の生産形態で業種分類がなされる工場（例えば高炉による製鉄業、電気炉による製鋼業及び圧延業等）の場合は、出荷される製品の種類にかかわらず一つの業種の工場として扱う。

（例）鋼材等を一貫して製造する工場は高炉による製鉄業（中分類番号261）であるが、表面処理等（中分類番号224）を含めて行う場合も高炉による製鉄業として取り扱う。

○生産施設面積の算定

※兼業の場合は、それぞれの業種に属する生産施設面積を算定します。算定の方法が不確かなものは以下の例による。

・共用の用役施設等については、工場内の業種別に明らかに分けることのできる生産施設の面積のそれぞれの合計で比例配分し、それぞれの合計で比例配分し、それぞれの生産施設面積として算定する。

・二以上の業種の製造工程のため用いられる用役施設は、その面積を工場内の業種別に明らかに分けることのできる生産施設の面積のそれぞれの合計で比例配分する。

・工場建屋が全体として兼業の場合で、業種により製造機が異なるときは、面積の大きい方の製造機の業種に属するとする。しかし、判別がつけ難いときは、業種の数で工場建屋面積を分割する。

・同一工場建屋内の同一設備から二以上の異なる業種に属する製品を製造する場合は、 γ （生産施設面積率）の値の厳しい方の生産施設面積として算定する。

8 準則計算

○準則とは………… 法第4条により、経済産業大臣及び製造業等を所管する大臣は、関係行政機関の長に協議し、かつ、産業構造審議会の意見を聴いて、製造業等に係る工場又は事業場の立地に関する「準則」を公表することが定められている。

この準則の具体的な内容は「工場立地に関する準則」に定められており、事業者が特定工場を設置する場合は、この準則に拠る。

生産施設面積（P）…………敷地面積に対して30～65%（業種による）以下

緑地面積（G）…………敷地面積に対して20%以上

環境施設面積（E）…………敷地面積に対して25%以上

（敷地面積に対して15%以上を敷地周辺部に配置する。）

○準則の備考とは… 昭和49年6月28日に設置されている工場又は設置のための工事が行われている工場等（以下「既存工場」という。）については、直ちに準則通りの緑地等を設置させることはできないので、昭和49年6月29日以後に生産施設を変更する際に「準則の備考」に定められている式によって計算を行い、それによって算出された面積以上の緑地、環境施設を設置することになっている。また、増設できる生産施設の面積の上限も算出される。（これらを「準則計算」とよぶ。）

なお、兼業の場合についても「準則の備考」で定められている。

□ 工場立地法第4条の2第1項の規定による準則を定める条例…………

神奈川県では、工場立地法に基づく準則（法準則）とは別に、緑地面積率、環境施設面積率について本県独自の基準を条例により定めている。（*条例の詳細は4ページ参照。）

緑地面積…………第一種区域：敷地面積に対して25%以上

第二種区域：敷地面積に対して15%以上

環境施設面積…………第一種区域：敷地面積に対して30%以上

第二種区域：敷地面積に対して20%以上

□ 条例の経過措置と準則計算…………

県の条例の施行に際しては、第一種区域、第二種区域それぞれに準則計算による経過措置を定めている。

・第一種区域：平成13年3月31日現在設置あるいは設置のための工事が行われている工場等（第一種区域施行日前工場）が、平成14年4月1日以降行う生産設面積の変更の際の緑地等の設置については、条例附則により定めた準則計算式による。

・第二種区域：昭和49年6月28日に設置あるいは設置のための工事が行われている工場等（以下「既存工場」という。）については、昭和49年6月29日以降に生産施設を変更する際の緑地等の設置については、条例附則により定めた準則計算式による。

<参考>

- ・第一種区域：第一種、第二種低層住居専用地域、第一種、第二種中高層住居専用地域、第一種、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、用途指定のない都市計画区域（市街化調整区域、未線引区域）
- ・第二種区域：工業専用地域、工業地域
- ・区域指定のない地域（準工業地域、都市計画区域外）については、法準則が適用

○準則計算式一覧

※準則計算の際、どの式を用いるかは以下の様に整理されます。

次ページより詳しい解説をしておりますので、詳細はそちらをご覧ください。

	第一種区域施行日前工場・既存工場		新設工場等	
	単一業種	兼業	単一業種	兼業
生産施設	$\textcircled{1} \quad P \leq \gamma \left(S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right) - P_1$ <p>ただし、 $\gamma \left(S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right) - P_1 \leq 0$ のときは $P = 0$ とする。</p>	$\textcircled{4} \quad \sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma i} \leq S - \sum_{i=1}^m \frac{P_{0i}}{\gamma i \alpha_i}$	$\textcircled{7} \quad P \leq \gamma S$	$\textcircled{10} \quad \sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma i} \leq S$
* 1 緑地	$\textcircled{2} \quad G \geq \gamma \left(0.2 - \frac{S}{S} \right)$ <p>ただし $\gamma \left(0.2 - \frac{S}{S} \right) > 0.2S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.2S - G_1$ とし、 $0.2S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。</p>	$\textcircled{5} \quad G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma j} \left(0.2 - \frac{S}{S} \right)$ <p>ただし $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma j} \left(0.2 - \frac{S}{S} \right) > 0.2S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.2S - G_1$ とし、 $0.2S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。</p>	$\textcircled{8} \quad G \geq 0.2S$	
* 2 環境施設	$\textcircled{3} \quad E \geq \gamma \left(0.25 - \frac{S}{S} \right)$ <p>ただし $\gamma \left(0.25 - \frac{S}{S} \right) > 0.25S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.25S - E_1$ とし、 $0.25S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。</p>	$\textcircled{6} \quad E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma j} \left(0.25 - \frac{S}{S} \right)$ <p>ただし $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma j} \left(0.25 - \frac{S}{S} \right) > 0.25S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.25S - E_1$ とし、 $0.25S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。</p>	$\textcircled{9} \quad E \geq 0.25S$	

□県条例による準則計算式

※県条例による準則計算式では各区域に応じて式の値は下表の数値となる。

種別	区域	適用する数値
* 1 緑地	第一種区域	0.2 → <u>0.25</u>
	第二種区域	0.2 → <u>0.15</u>
* 2 環境施設	第一種区域	0.25 → <u>0.3</u>
	第二種区域	0.25 → <u>0.2</u>

※なお、準工業地域、都市計画区域外は、従来の数値（緑地0.2、環境施設0.25）が適用される。

○準則計算解説

※それぞれの式について(説明)

既存工場で单一業種

①生産施設

$$P \leq \gamma \left[S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right] - P_1$$

※ただし、 $\gamma \left[S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right] - P_1 \leq 0$ のときは $P = 0$ とする。

これらの式で、 P 、 S 、 γ 、 α 、 P_0 及び P_1 は次の数値とする。

- P 今回の届出によって設置する(できる)生産施設の面積(撤去分はみない)
 S 敷地面積(変更があった場合は変更後の面積とする。)
 γ 生産施設面積の敷地面積に対する割合
 α 既存生産施設用敷地計算係数 } 業種により定められている
 P_0 昭和49年6月28日に設置されている工場又は設置のための工事が行われている生産施設の面積
 P_1 昭和49年6月29日から前回までの生産施設の面積の変更の累計。(設置については+、撤去については-として計算)ただし今回の届出で生産施設の撤去を行うときはその分も含める。

※ $\gamma \left[S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right]$ は昭和49年6月28日時点であとどれくらい生産施設を増やせるか(増設可能面積)ということを表している。ただし書きのように変更面積(P_1)が増設可能面積以上になってしまふと、それ以上の生産施設の設置はできない。 $(P=0)$

②緑地

$$G \geq \frac{P}{\gamma} \left[0.2 - \frac{G_0}{S} \right]$$

※ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left[0.2 - \frac{G_0}{S} \right] > 0.2S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.2S - G_1$ とし、
 $0.2S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。

これらの式で G 、 G_0 及び G_1 は次の数値とする。 $(P, \gamma, S$ については①と同じ)

- G 今回の届出によって設置する緑地の面積(撤去分はみない)

- G_0 (イ) 昭和49年6月28日時点で設置済または工事中の緑地面積

(ロ) 前回までの生産施設の変更に伴い準則値 $\frac{P}{\gamma} \left[0.2 - \frac{G_0}{S} \right]$ を超えて設置した緑地面積

(ハ) 生産施設の変更とは無関係で緑地の設置が本法により届け出てあればその増加分

以上の(イ) (ロ) (ハ)を合計した数値。ただし、今回の届出で緑地の撤去がある場合は、その分を減じる。

- G_1 今回の届出前の緑地面積

- ・ G_0 は G_1 の内数であり、他の条件が同じならば G_0 は大きいほど準則値は小さくなる。
- ・ ただし書き前半は、 G_1 が敷地面積の 20% にかなり近づいてきた場合か、P がかなり大きい場合に用いる式である。
- ・ この場合は、 $\frac{P}{r} \left[0.2 - \frac{G_0}{S} \right]$ にあわせると変更後の緑地面積が 20% を超えるので、最低限設置しなければならない緑地は、敷地面積の 20% になるまでの分でよいという意味である。
- ・ ただし書き後半は、 G_1 が既に準則を満たしている場合であり、生産施設の変更を行っても、特に緑地を設置する必要はない。

③環境施設

$$E \geq \frac{P}{r} \left(0.25 - \frac{E_0}{S} \right)$$

ただし、 $\frac{P}{r} \left(0.25 - \frac{E_0}{S} \right) > 0.25S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.25S - E_1$ とし、

$0.25S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

これらの式で E 、 E_0 及び E_1 は次の数値とする。（P、r、Sについては①と同じ）

E 今回の届出によって設置する環境施設の面積（撤去分はみない）

E_0 。（イ）昭和 49 年 6 月 28 日時点で設置済または工事中の環境施設面積

（ロ）前回までの生産施設の変更に伴い準則値 $\frac{P}{r} \left(0.25 - \frac{E_0}{S} \right)$ を超えて設置した環境施設面積

（ハ）生産施設の変更とは無関係で環境施設の設置が本法により届け出てあればその増加分

以上の（イ）（ロ）（ハ）を合計した数値。ただし、今回の届出で環境施設の撤去がある場合は、その分を減じる。

E_1 届出前の環境施設面積

□県条例による準則計算式

*県条例による準則計算式では各区域に応じて式の値は下表の数値となる。

種別	区域	適用する数値
* 1 緑地	第一種区域	0. 2 → <u>0. 25</u>
	第二種区域	0. 2 → <u>0. 15</u>
* 2 環境施設	第一種区域	0. 25 → <u>0. 3</u>
	第二種区域	0. 25 → <u>0. 2</u>

*なお、準工業地域、都市計画区域外は、従来の数値（緑地 0.2、環境施設 0.25）が適用される。

既存工場で単一業種の例1-1～生産施設の増設を行う場合

(I) 工業地域に立地し、既存工場であるA工場は、敷地面積23,000m²、生産施設9,000m²(39.1%)、緑地面積3,000m²(13.0%)、環境施設面積3,800m²(16.5%)の一般製材工場である。今回、第一工場棟を500m²増設するので、初めて立地法による届出を行うことになった。この増設は準則計算上可能か。また、最低限設置しなければならない緑地及び環境施設の面積はどのくらいか。

生産施設 まず、生産施設の増設が可能かどうかを計算する。

$$P \leq \gamma \left(S - \frac{P_0}{r\alpha} \right) - P_1$$

この式に数値をあてはめると

$$\begin{aligned} P &= 500 \\ \gamma &= 0.4 \\ \alpha &= 1.2 \\ S &= 23,000 \\ P_0 &= 9,000 \\ P_1 &= 0 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} P &\leq \gamma \left(S - \frac{P_0}{r\alpha} \right) - P_1 = 0.4(23,000 - \frac{9,000}{0.4 \times 1.2}) - 0 \\ &= 0.4(23,000 - 18,750) \\ &= 1,700 \end{aligned}$$

500 ≤ 1,700であるから準則に適することになり、増設が可能。

ちなみに、A工場の昭和49年6月28日時点の増設可能面積は1,700m²である。

《計算上の注意》この例では小数点以下が生じないが、算出した値は小数点以下を切り捨てる。

緑 地

次に、生産施設の増設に伴い、最低限設置しなければならない緑地面積を求める。

この工場は工業地域に立地しており、県条例で第二種区域の基準が適用されるので、計算式は、

$$G \geq \gamma \left(0.15 - \frac{G_0}{S} \right)$$

となる。

この式に数値をあてはめると

$$\begin{aligned} P &= 500 \\ \gamma &= 0.4 \\ G_0 &= 3,000 \\ S &= 23,000 \end{aligned}$$

$$\frac{P}{\gamma} \left(0.15 - \frac{G_o}{S} \right) = \frac{500}{0.4} \left[0.15 - \frac{3,000}{23,000} \right]$$

$$= 1,250 (0.15 - 0.13043)$$

$$= 1,250 \times 0.01957$$

$$= 24.4625$$

$$= 25$$

従って25m²以上の緑地を設置しなければならない。

《計算上の注意》 G_o

Sの値は小数点第6位を四捨五入し、最後では小数点以下を切り上げる。 (環境施設の場合も同じ。)

環境施設

次に、生産施設の増設に伴い、最低限設置しなければならない環境施設面積を求める。

同様に第二種区域となるので、計算式は

$$E \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.2 - \frac{E_o}{S} \right) \text{ となります。}$$

この式に数値をあてはめると

$$\begin{aligned} P &= 500 \\ \gamma &= 0.4 \\ E_o &= 3,800 \\ S &= 23,000 \end{aligned}$$

$$\frac{P}{\gamma} \left(0.2 - \frac{E_o}{S} \right) = \frac{500}{0.4} \left[0.2 - \frac{3,800}{23,000} \right]$$

$$= 1,250 (0.2 - 0.16522)$$

$$= 1,250 \times 0.03478$$

$$= 43.475$$

$$= 44$$

従って44m²以上の環境施設を設置しなければならない。

次回 G_o 、 E_o の算出

A工場は180m²の緑地を新設することにした。

これは緑地の準則値25m²、環境施設の準則値44m²を上回っているのでO.Kである。計画値(180m²)が決まつたら次回 G_o 及び E_o を算出する。

次回 G_o の算出

$$\begin{aligned} G_o \text{ 算入面積} &= \text{計画値} - \text{準則値} \\ \text{次回 } G_o &= \text{今回 } G_o + G_o \text{ 算入面積} \text{ なので} \\ G_o \text{ 算入面積} &= 180 - 25 = 155 \\ \text{次回 } G_o &= 3,000 + 155 = 3,155 \end{aligned}$$

次回 E_o の算出

$$\begin{aligned} E_o \text{ 算入面積} &= \text{計画値} - \text{準則値} \\ \text{次回 } E_o &= \text{今回 } E_o + E_o \text{ 算入面積} \text{ なので} \\ E_o \text{ 算入面積} &= 180 - 44 = 136 \\ \text{次回 } E_o &= 3,800 + 136 = 3,936 \end{aligned}$$

既存工場で単一業種の例

1-2～生産施設のスクラップアンドビルト及び緑地のスクラップアンドビルトを行う場合

II) A工場は、その後第2工場棟のスクラップアンドビルト及び緑地の見直しを行うことになった。具体的には、第2工場棟3,000m²を建替えし、生産施設面積2,800m²の工場とする。緑地は、1,000m²撤去し、1,100m²新設し、また100m²の池を設置する。この計画は、準則(の備考)に適合しているか。

生産施設

まず、生産施設3,000m²の工場を建て替えし、2,800m²の工場とすることが準則に適合しているかどうかを計算する。

$$P \leq \gamma \left(S - \frac{P_o}{\gamma \alpha} \right) - P_1$$

この式に数値をあてはめると

$$P = 2,800$$

$$\gamma = 0.4$$

$$\alpha = 1.2$$

$$S = 23,000$$

$$P_o = 9,000$$

$$P_1 = 500 - 3,000 = -2,500$$

↑ 最初の届出時の生産施設増設面積

$$\begin{aligned} \gamma \left(S - \frac{P_o}{\gamma \alpha} \right) - P_1 &= 0.4 \left(23,000 - \frac{9,000}{0.4 \times 1.2} \right) - (-2,500) \\ &= 0.4 (23,000 - 18,750) + 2,500 \end{aligned}$$

$$= 4,200$$

2,800 ≤ 4,200 であるから準則に適することになる。

緑 地

次に、緑地を1,000m²撤去し、1,100m²新設することが準則に適合するか計算する。

$$G \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.15 - \frac{G_o}{S} \right)$$

この式に数値をあてはめると

$$G = 1,100$$

$$P = 2,800$$

$$\gamma = 0.4$$

$$G_o = 3,155 - 1,000 = 2,155$$

$$S = 23,000$$

$$\frac{P}{\gamma} \left(0.15 - \frac{G_o}{S} \right) = \frac{2,800}{0.4} \left(0.15 - \frac{3,155 - 1,000}{23,000} \right)$$

$$= 7,000 (0.15 - 0.0937)$$

$$= 7,000 \times 0.0563$$

$$= 394.1$$

$$= 395$$

$1,100 \geq 395$ であるから準則に適することになる。

環境施設

次に、緑地を $1,000\text{m}^2$ 撤去し、 $1,100\text{m}^2$ 新設すること及び 100m^2 の池（緑地以外の環境施設）の設置が準則に適するか計算する。

$$E \geq \frac{P}{r} \left(0.2 - \frac{E_0}{S} \right)$$

この式に数値をあてはめると

$$E = 1,100 + 100 = 1,200$$

$$P = 2,800$$

$$r = 0.4$$

$$E_0 = 3,936 - 1,000 = 2,936$$

$$S = 23,000$$

$$\frac{P}{r} \left(0.2 - \frac{E_0}{S} \right) = \frac{2,800}{0.4} \left(0.2 - \frac{3,936 - 1,000}{23,000} \right)$$

$$= 7,000 (0.2 - 0.12765))$$

$$= 7,000 \times 0.07235$$

$$= 506.45$$

$$= 507$$

$1,200 \geq 507$ であるから準則に適することになる。

次回 G_0 、 E_0 の算出

次回 G_0 の算出

$$G_0 \text{ 算入面積} = 1,100 - 395 = 705$$

$$\text{次回 } G_0 = 2,155 + 705 = 2,860$$

$$\xrightarrow{(3,155-1000)}$$

次回 E_0 の算出

$$E_0 \text{ 算入面積} = 1,200 - 507 = 693$$

$$\text{次回 } E_0 = 2,936 + 693 = 3,629$$

$$\xrightarrow{(3,936-1000)}$$

既存工場で兼業

④生産施設

$$\sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} \leq S - \sum_{i=1}^m \frac{P_{oi}}{\gamma_i \alpha_i}$$

この式において、 n 、 P_i 、 γ_i 、 α_i 、 S 、 m 及び P_{oi} は次の数値とする。

n 工場が属する業種の数

P_i 昭和49年6月29日以後に行う*i*業種に属する生産施設の面積の変更に係る面積の合計（設置については+、撤去については-として計算）
注：今回の新設分も含める点で、单一業種の P_i とは異なっている。

γ_i *i*業種についての生産施設面積の敷地面積に対する割合 \square 業種により定められ

α_i *i*業種についての既存生産施設用敷地計算係数 \square れている

S 敷地面積（変更があった場合は変更後の面積とする）

m 昭和49年6月28日における当該工場が属する業種の数

P_{oi} 昭和49年6月28日に設置されている*i*業種に属する生産施設の面積、又は設置のための工事が行われている*i*業種に属する生産施設の面積

右辺 $S - \sum_{i=1}^m \frac{P_{oi}}{\gamma_i \alpha_i}$ は昭和49年6月28日現在の増設可能敷地面積を表している。

左辺 $\sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i}$ は昭和49年6月29日以後設置された生産施設が使用しているとみなされる敷地の面積である。これを比較してみて、後者が前者より小さければ適合している。

⑤緑 地

$$G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.2 - \underline{S} \right)$$

ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.2 - \underline{S} \right) > 0.2S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.2S - G_1$ とし、

$0.2S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。

これらの式において、 G 、 P_j 、 γ_j 、 G_0 及び G_1 は次の数値とする。

(n 、 S については④と同じ)

G 今回の届出によって設置する緑地の面積（撤去分はみない）

P_j 今回の変更に係る*j*業種に属する生産施設の面積（増設分のみ）

γ_j *j*業種についての生産施設面積の敷地面積に対する割合

G_0 (イ) 昭和49年6月28日時点で設置済または工事中の緑地面積

(ロ) 前回までの生産施設の変更に伴い準則値 $\left\{ \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.2 - \underline{S} \right) \right\}$ を超えて設置した緑地面積

(ハ) 生産施設の変更とは無関係で緑地の設置が本法により届け出てあればその増加分

以上の(イ) (ロ) (ハ)を合計した数値。ただし、今回の届出で緑地の撤去がある場合には、その分を減じる。

G_1 届出前の緑地面積

⑥環境施設

$$E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{r_j} \left(0.25 - \frac{E_0}{S} \right)$$

ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{r_j} \left(0.25 - \frac{E_0}{S} \right) > 0.25S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.25S - E_1$ とし、
 $0.25S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

これらの式で E 、 E_0 及び E_1 は次の数値とする。（ n 、 S 、 P_j 及び r_j は④及び⑤と同じ）

E 今回の届出によって設置する環境施設の面積（撤去分はみない）

E_0 （イ）昭和49年6月28日時点で設置済または工事中の環境施設面積

（ロ）前回までの生産施設の変更に伴い準則値 $\left\{ \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{r_j} \left(0.25 - \frac{E_0}{S} \right) \right\}$ を超えて
 設置した環境施設面積

（ハ）生産施設の変更とは無関係で緑地の設置が本法により届け出であればその
 増加分

以上の（イ）（ロ）（ハ）を合計した数値。ただし、今回の届出で環境施設の
 撤去がある場合には、その分を減じる。

E_1 届出前の環境施設面積

□県条例による準則計算式

※県条例による準則計算式では各区域に応じて式の値は下表の数値となります。

種別	区域	適用する数値
* 1 緑地	第一種区域	0. 2 → <u>0. 25</u>
	第二種区域	0. 2 → <u>0. 15</u>
* 2 環境 施設	第一種区域	0. 25 → <u>0. 3</u>
	第二種区域	0. 25 → <u>0. 2</u>

※なお、準工業地域、都市計画区域外は、従来の数値（緑地0.2、環境施設0.25）が適用されます。

既存工場で兼業の例2-1

～生産施設のスクラップアンドビルト及び緑地のスクラップアンドビルトを行う場合

〔例2-1〕

I) 工業専用地域に立地し既存工場であるB工場は、石油製品($\gamma = 0.6 \quad \alpha = 1.3$)及びコークス($\gamma = 0.3 \quad \alpha = 1.4$)を製造している。敷地面積は29,000m²、生産施設は5,000m²(石油製造工場1,600m²、コークス製造工場3,400m²)、緑地2,500m²、環境施設(テニスコート)が500m²である。今回、石油製品工場をスクラップアンドビルトすることになり(スクラップ1,600m²、ビルト1,700m²)、第1回目の届出を行うことになった。この計画は準則(の備考)に適合しているか。
緑地及び環境施設はどれだけ設置しなければならないか。

生産施設

石油製品工場のスクラップ1,600m²、ビルト1,700m²は準則に適合しているか。

$$\sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} \leq S - \sum_{i=1}^m \frac{P_{oi}}{\gamma_i \alpha_i}$$

この式に数値をあてはめると

$$n = m = 2$$

i = 1, 2であり、1が石油製品、2がコークスとすると

$$P_1 = -1,600 + 1,700 = 100$$

$$P_2 = 0$$

$$\gamma_1 = 0.6$$

$$\gamma_2 = 0.3$$

$$S = 29,000$$

$$P_{o1} = 1,600$$

$$P_{o2} = 3,400$$

$$\alpha_1 = 1.3$$

$$\alpha_2 = 1.4$$

$$\text{左辺} = \sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} = \frac{(-1,600 + 1,700)}{0.6} + \frac{0}{0.3}$$

$$= 166.66 + 0$$

$$= 167$$

$$\text{右辺} = S - \sum_{i=1}^m \frac{P_{oi}}{\gamma_i \alpha_i} = 29,000 - \left[\frac{1,600}{0.6 \times 1.3} + \frac{3,400}{0.3 \times 1.4} \right]$$

$$= 29,000 - (2,051 + 8,095)$$

$$= 29,000 - 10,146$$

$$= 18,854$$

167 ≤ 18,854であるから準則に適することになる。

《計算上の注意》 左辺の計算値は小数点以下を切り上げる。

緑地

設置しなければならない緑地面積を計算する。

この工場は工業専用地域に立地しており、県条例で第二種区域の基準が適用されるので、計算式は、

$$G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.15 - \frac{G_o}{S} \right) \text{ となる。}$$

この式に数値をあてはめると

$$n = 2$$

$j = 1, 2$ であり、1が石油製品、2がコークスとすると

$$P_1 = 1,700$$

$$P_2 = 0$$

$$\gamma_1 = 0.6$$

$$\gamma_2 = 0.3$$

$$G_o = 2,500$$

$$S = 29,000$$

$$\begin{aligned} \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.15 - \frac{G_o}{S} \right) &= \left[\frac{1,700}{0.6} + \frac{0}{0.3} \right] \left[0.15 - \frac{2,500}{29,000} \right] \\ &= (5,666.7 + 0) (0.15 - 0.08621) \\ &= 2,833.3 \times 0.06379 \\ &= 180.74 \\ &= 181 \end{aligned}$$

従って181m²以上の緑地を設置しなければならない。

《計算上の注意》

$\frac{G_o}{S}$ の値は小数点第六位を四捨五入し、最後では小数点以下を切り上げる。（環境施設も同じ）

環境施設

設置しなければならない環境施設面積を計算する。

同様に第二種区域となるので、計算式は

$$E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.2 - \frac{E_o}{S} \right) \text{ となります。}$$

この式に数値にあてはめると

$$E_o = 2,500 + 500 = 3,000$$

他は緑地と同じ

$$\begin{aligned} \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.2 - \frac{E_o}{S} \right) &= \left[\frac{1,700}{0.6} + \frac{0}{0.3} \right] \left[0.2 - \frac{3,000}{29,000} \right] \\ &= 2,833.3 \times (0.2 - 0.10345) \\ &= 2,833.3 \times 0.09655 \end{aligned}$$

=273.55

=274

従って274m²以上の環境施設を設置しなければならない。

★次回G。、E。の算出

B工場は緑地を500m²設置することにした。これは緑地の準則値181m²及び環境施設の準則値274m²を上回っているので適合している。計画値(900m²)が決まつたら次回G。、E。を算出する。

(算出のしかたは単一業種と同じ)

次回G。の算出

$$G。算入面積 = 500 - 181 = 319$$

$$\text{次回 } G。 = 2,500 + 319 = 2,819$$

次回E。の算出

$$E。算入面積 = 500 - 274 = 226$$

$$\text{次回 } E。 = 3,000 + 226 = 3,226$$

既存工場で兼業の例2-2

～生産施設の一部を用途替えし、生産施設を増設、緑地の撤去、新設を行う場合

〔例2-2〕

II) B工場はその後石油製品工場の一部220m²をコークス工場に用途替えし、またコークス工場を300m²増設する。緑地は、250m²撤去し、400m²新設する。

この計画は準則(の備考)に適合しているか。

生産施設

$$\sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} \leq S - \sum_{i=1}^m \frac{P_{oi}}{\gamma_i} \alpha_i$$

この式に数値をあてはめると

$$n = 2$$

i = 1, 2であり、1が石油製品、2がコークスとすると

$$P_1 = -1,600 + 1,700 - 220 = -120$$

$$P_2 = 220 + 300 = 520$$

$$\gamma_1 = 0.6$$

$$\gamma_2 = 0.3$$

右辺については、昭和49年6月28日現在の増設可能敷地面積であるから前回と同じ。
(敷地面積に変更がないかぎり変わらない。)

$$\text{左辺} = \sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} = \frac{-1,600 + 1,700 - 220}{0.6} + \frac{220 + 300}{0.3}$$
$$= -200 + 1,733.33$$
$$= 1,534$$

$$\text{右辺} = 18,854$$

1,534 ≤ 18,854であるから準則に適している。

緑地

$$G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left[0.15 - \frac{G_o}{S} \right]$$

この式に数値をあてはめると

$$G = 400$$

$$n = 2$$

j = 1, 2であり、1が石油製品、2がコークスとすると

$$P_1 = 0$$

$$P_2 = 220 + 300 = 520$$

$$\gamma_1 = 0.6$$

$$\gamma_2 = 0.3$$

$$G_o = 2,819 - 250 = 2,569$$

$$S = 29,000$$

$$\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.15 - \frac{G_0}{S} \right) = \left(\frac{0}{0.6} + \frac{220+300}{0.3} \right) \left(0.15 - \frac{2,819-250}{29,000} \right)$$

$$= 1,733.33 \times (0.15 - 0.08859)$$

$$= 1,733.33 \times 0.06141$$

$$= 106.443$$

$$= 107$$

$400 \geq 107$ であるから準則に適している。

《注》 用途替えは実質的に生産施設面積が増えるものではないが、用途替えに際し設備投資が行われるものと考えて、その分に対しても緑地設置義務が生じる。

環境施設

$$E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left[0.2 - \frac{E_0}{S} \right]$$

この式に数値をあてはめると

$$E = 400$$

$$E_0 = 3,226 - 250 = 2,976$$

他は緑地と同じ

$$\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left[0.2 - \frac{E_0}{S} \right] = \left(\frac{0}{0.6} + \frac{520}{0.3} \right) \left[0.2 - \frac{3,226-250}{29,000} \right]$$

$$= 1,733.33 \times (0.2 - 0.10262)$$

$$= 1,733.33 \times 0.09738$$

$$= 168.792$$

$$= 169$$

$400 \geq 169$ であるから準則に適している。

次回 G_0 、 E_0 の算出

次回 G_0 の算出

$$G_0 \text{ 算入面積} = 400 - 107 = 293$$

$$\text{次回 } G_0 = 2,569 + 293 = 2,862$$

次回 E_0 の算出

$$E_0 \text{ 算入面積} = 400 - 169 = 231$$

$$\text{次回 } E_0 = 2,967 + 231 = 3,198$$

新設工場で単一業種

⑦生産施設

$$P \leq \gamma S$$

γ は前述したように生産施設の敷地面積に対する割合であり、業種により、0.3~0.65の8段階に分かれている。新設工場は、生産施設面積は敷地面積に対して常にこの割合以下でなければならぬ。

⑧緑 地

第一種区域	$G \geq 0.25S$
第二種区域	$G \geq 0.15S$
区域指定のない地域	$G \geq 0.2S$

⑨環境施設

第一種区域	$E \geq 0.3S$
第二種区域	$E \geq 0.2S$
区域指定のない地域	$E \geq 0.25S$

新設工場で兼業

⑩生産施設

$$\sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} \leq S$$

この式において、n、 P_i 、 γ_i 、Sの値は次の数値とする。

n	工場が属する業種の数
P_i	i 業種に属する生産施設の新設に係る面積及びその面積の変更に係る面積の合計（設置については+、撤去については-として計算）
γ_i	i 業種についての生産施設面積の敷地面積に対する割合
S	敷地面積

二以上の業種の兼業の工場が生産施設面積率の準則に適合しているか否かは、工場の全敷地面積と各生産施設が使用しているとみなされる敷地面積の合計とを比較してみて、後者が前者より大きくなければ適合している。

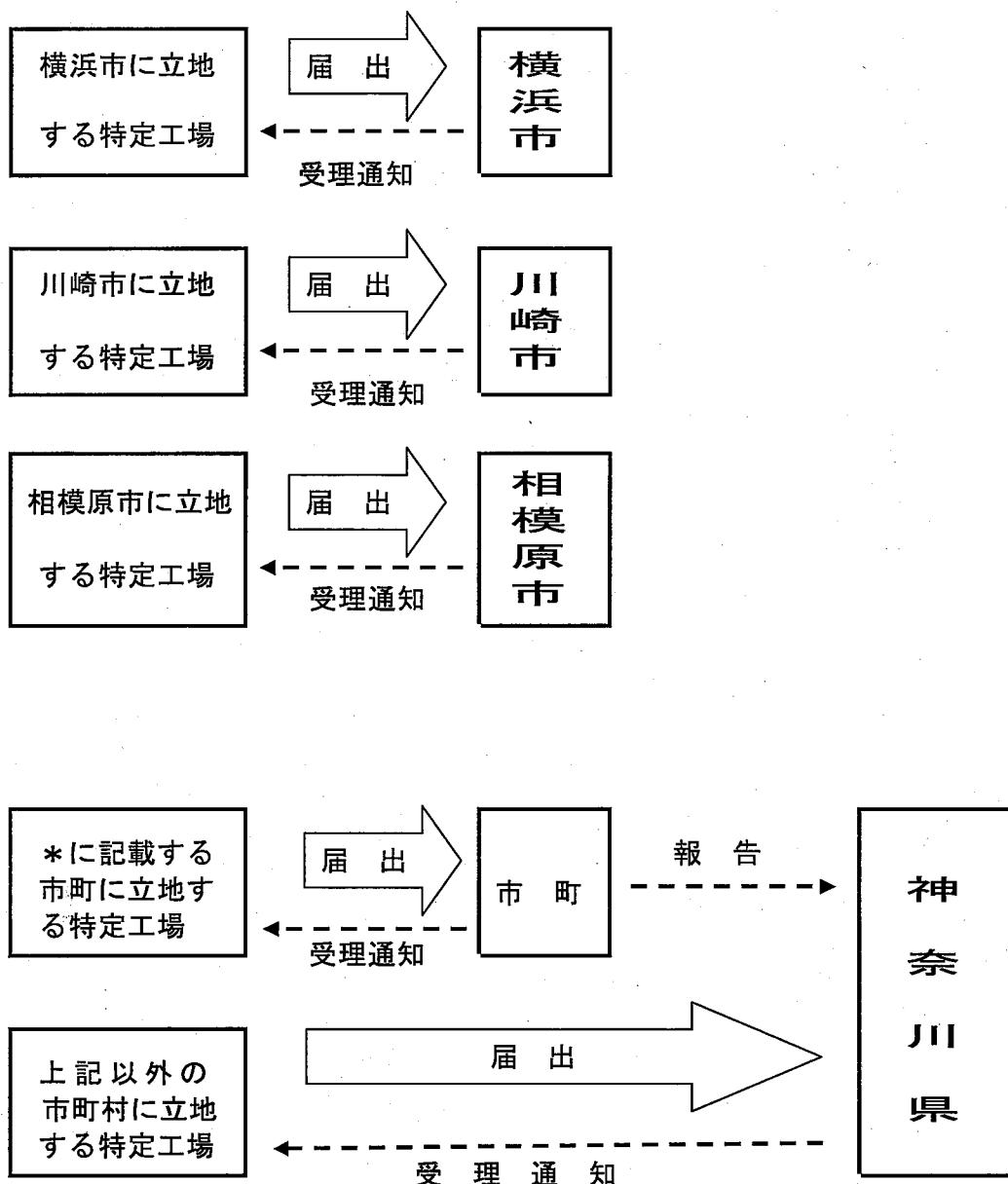
⑪緑地

第一種区域	$G \geq 0.25S$
第二種区域	$G \geq 0.15S$
区域指定のない地域	$G \geq 0.2S$

⑫環境施設

第一種区域	$E \geq 0.3S$
第二種区域	$E \geq 0.2S$
区域指定のない地域	$E \geq 0.25S$

9 届出手続きのしくみ



*工業立地法の届出事務を権限移譲している市町

横須賀市・平塚市・藤沢市・小田原市・茅ヶ崎市・逗子市・三浦市・秦野市・
厚木市・大和市・伊勢原市・海老名市・座間市・南足柄市・綾瀬市・
葉山町・寒川町・大磯町・二宮町・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町
箱根町・真鶴町・湯河原町・愛川町

○市町の担当窓口

届出は、特定工場が立地する市町の担当窓口で受け付けている。

なお、下記以外の市町村に立地する特定工場については、神奈川県商工労働局産業部産業立地課で受け付けている。

届出等の担当窓口	電話
[横浜市] 経済局成長戦略推進部産業立地調整課	TEL [045] 671-3485
[川崎市] 経済労働局産業振興部工業振興課	TEL (044) 200-2333
[相模原市] 環境経済局経済部産業・雇用政策課	TEL (042) 769-9253
[横須賀市] 経済部企業誘致・工業振興課	TEL (046) 822-8288
[平塚市] 経済部産業振興課	TEL (0463) 21-9758
[藤沢市] 経済部産業振興課	TEL (0466) 50-3530
[小田原市] 経済部産業政策課	TEL (0465) 33-1513
[茅ヶ崎市] 経済部産業振興課	TEL (0467) 82-1111
[逗子市] 市民協働部経済観光課	TEL (046) 873-1111
[三浦市] 経済振興部企業誘致課	TEL (046) 882-1111
[秦野市] 環境産業部商工観光課	TEL (0463) 82-9648
[厚木市] 産業振興部産業振興課	TEL (046) 225-2832
[大和市] 市民経済部産業活性課企業活動サポート担当	TEL (046) 260-5135
[伊勢原市] 経済環境部商工観光振興課	TEL (0463) 94-4711
[海老名市] 経済環境部商工課	TEL (046) 235-4843
[座間市] 環境経済部商工観光課	TEL (046) 252-7604
[南足柄市] 都市経済部産業振興課商工観光班	TEL (0465) 73-8031
[綾瀬市] 都市経済部商工振興課商工労政担当	TEL (0467) 70-5661
[葉山町] 都市経済部産業振興課	TEL (046) 876-1111
[寒川町] 町民環境部産業振興課	TEL (0467) 74-1111
[大磯町] 環境経済課	TEL (0463) 61-4100
[二宮町] 都市経済部経済課	TEL (0463) 71-3311
[中井町] まち整備課	TEL (0465) 81-3901
[大井町] 地域振興課	TEL (0465) 85-5013
[松田町] 環境経済課商工観光係	TEL (0465) 83-1228
[山北町] 産業観光課	TEL (0465) 75-3646
[開成町] まちづくり部産業振興課	TEL (0465) 84-0317
[箱根町] 企画観光部観光課	TEL (0460) 85-7410
[真鶴町] 産業観光課	TEL (0465) 68-1131
[湯河原町] まちづくり部観光課	TEL (0465) 63-2111
[愛川町] 環境経済部商工観光課	TEL (046) 285-2111

[神奈川県] 商工労働局産業部産業立地課産業立地グループ	TEL (045) 210-5574
------------------------------	--------------------

10 届出書の提出

*書類は1から13の順で綴って下さい。

○届出書類一覧表

(1) 新設・変更(法第6条第1項、第8条第1項、一部改正法附則第3条第1項)による届出

番号	届出書類の名称	備考	6 1	8 1	附則 3-1
1	様式1 特定工場新設(変更)届出書 (一般用)	代理人による届出の場合は委任状(p41)を添付	○	○	○
2	様式B 特定工場新設(変更)届出及び実施工期間の短縮申請書 (一般用)	実施工期間の短縮を申請する場合は、様式1に代えて提出 記入例p37	○	○	○
3	特定工場の新設(変更)の趣旨説明書	記入例p39	—	—	—
4	別紙1 特定工場における生産施設の面積	記入例p42	○	△	○
5	別紙2 特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置	記入例p43	○	△	○
6	別紙3 工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び配置	工業団地に新設する工場のみ提出	○	△	○
7	別紙4 隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用	工業集合地の特例を受ける場合のみ提出	○	△	△
8	様式例第1 事業概要説明書	記入例p45	○	△	○
9	様式例第2 生産施設、緑地、緑地以外の環境施設、その他の主要施設の配置図	記入例p46	○	○	○
10	様式例第3 特定工場用地利用状況説明書	記入例p46	○	○	○
11	様式例第4 特定工場の新設等のための工事の日程	記入例p48	○	○	○
12	準則計算書	記入例p50, 54	○	○	○
13	準則計算推移表	記入例p52, 56	○	○	○

* (△)……変更があった場合のみ必要、(—)……事前相談などに適宜利用

(2) 氏名（名称、住所）変更（法第12条第1項による届出）

14	様式3 氏名（名称、住所）変更届出書	記入例 p58
----	--------------------	---------

*代表者の変更は届出事項ではありません。

(3) 工場の承継（法第13条第3項による届出）

15	様式4 特定工場承継届出書	記入例 p59
----	---------------	---------

*既に届出を行ったことのある工場を承継した者が本条項による届出を行いますが、承継した者とは次の者をいいます。

- ・届出に係る特定工場の譲受人、借受人
- ・届出をした者の相続人（個人の場合）
- ・届出をした者に合併があった場合の合併後存続する法人又は合併により設立した法人（法人の場合）

*特定工場の一部を承継した場合や自工場に隣接する特定工場を承継した場合は本条項による届出ではなく、前者は新設の届出、後者は新設又は変更の届出となります。

(4) 工場の廃止

16	特定工場廃止届	記入例 p60
----	---------	---------